

帰還困難区域（双葉町）に所在する特別養護老人ホームに入所していた被相続人（申立人らの母）について、同人が避難中に体調を悪化させ、平成23年5月からは申立人兄の住む千葉県内に所在する病院に入院し、個室に入室したことから、同月から被相続人が死亡する平成28年5月までの入院先での個室料と原発事故前に入所していた特別養護老人ホームでの居住費との差額が避難費用（居住費用）として賠償されたほか、避難生活の過酷さや原発事故当時に要介護4であったことを考慮して、平成23年3月分から同年5月分までは10割、同年6月分から平成25年12月分までは2割を増額して被相続人の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成28年5月〇日に死亡し、申立人X1及び同X2が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人X1及び同X2の知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

1 避難費用

（1）避難交通費

（期間 平成23年4月22日及び同年5月13日）

（2）居住費用相当額（賃料相当額）

（期間 平成23年5月13日から平成28年5月24日まで）

2 精神的損害

（1）中間指針第四次追補第2の1の指針I）①に基づく精神的損害

（2）日常生活阻害慰謝料

（期間 平成23年3月11日から平成29年5月31日まで）

（3）慰謝料増額分

（期間 平成23年3月11日から平成25年12月31日まで）

3 本件和解仲介に関する弁護士費用

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項の損害項目及び期間についての損害賠償金として、合計金1857万1065円の支払義務があることを認め

る。

【内 訳】

1 避難費用

- (1) 避難交通費 金2万3000円
(2) 居住費用相当額(賃料相当額) 金256万7160円

2 精神的損害

- (1) 中間指針第四次追補第2の1の指針I)①に基づく精神的損害 金700万0000円
(2) 日常生活阻害慰謝料 金752万0000円
(3) 慰謝料増額分 金92万0000円
3 本件和解仲介に関する弁護士費用 金54万0905円

第4 既払いの未清算仮払い補償金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の損害(同項記載の期間に限る。)に対する未清算の仮払い補償金105万0000円を支払い済みであることを相互に確認する。申立人らと被申立人は、この未清算の仮払い補償金105万0000円について、第3項記載の和解金1857万1065円と清算する。

第5 支払方法

(省略)

第6 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年12月27日

(仲介委員 田中俊充)